

飯田市下水道事業等
ウォーターPPP 導入検討に関する
サウンディング型市場調査
第2回調査（アンケート調査）
実施要領

飯田市上下水道局

令和6年11月

1. 調査の趣旨

本市の下水道事業は、昭和 22 年の大火による復興計画として始まり、昭和 25 年から管路整備に着手したのち、昭和 40 年代後半からは急速に整備が進んできました。そのため、今後、耐用年数の 50 年に達する下水道管が急増する見通しです。また、汚水を処理する浄化センターや処理施設においても、昭和 52 年に稼働を開始した松尾浄化管理センターを始め、市内各所に設置されている施設の老朽化対策や耐震化対策などへの取組みの推進が今後ますます重要となります。

一方で、現在の社会情勢では「人口減少時代」に突入しており、令和 27 年（2045 年）には本市の人口は現在の約 4 分の 3 にあたる 75,000 人程度になると予測されています（国立社会保障人口問題研究所のデータによる）。この人口減少に伴い、下水道事業の使用料収入も減少することが予想されています。人口減少が進めば、下水道事業の財政状況はますます厳しくなり、管路や施設の維持管理や健全な財政基盤の維持が困難になる可能性があります。

このような状況下で、国は持続可能な下水道事業を実現するため、民間企業のノウハウを活用した PPP/PFI（官民連携）の導入を推進しています。特に、水道、下水道、工業用水道の分野では、コンセッション方式に加えて、同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、「管理・更新一体マネジメント方式」を含んだ「ウォーター PPP」（以下、WPPP）の活用が位置づけられました。WPPP は、持続可能な下水道事業の運営や維持管理において、官民連携の手法を活用することで、財政基盤の強化や効率的な運営を図ることができると期待されています。これにより、下水道事業の持続可能性を高めることが目指されています。

2. 調査の目的

本市においても WPPP の導入検討にあたり、事業化に向けた基礎調査として、民間企業の皆様の参入意欲や事業内容等に対する考えを把握したいと考えています。そのため、民間企業の皆様との「対話」を通じて、事業手法や規模などの事業内容の具体化や、事業者選定方法等の最適化を図ることを目的として、「サウンディング型市場調査」（以下、サウンディング調査）を実施します。

本市では、令和 6 年 9 月に、「第 1 回調査（アンケート調査）」として、本市の下水道事業等において WPPP を導入するにあたって、WPPP に関心のある事業者やグループを幅広く把握し、関心の度合いや考え方、対応可能な業務範囲などの項目について、民間事業者からのフィードバックを頂きました。今回は、「第 2 回調査（アンケート調査）」として、第 1 回調査の結果を踏まえてさらに具体的な内容について、民間企業の皆様からの考えをお伺いしたいと考えています。本調査の結果は、今後の WPPP の導入可能性検討や下水処理場等の包括事業者選定や契約条件の検討に活用する予定です。ご協力くださいますよう、お願いいたします。

3. サウンディング調査の全体的な流れ

本市の導入可能性検討では、前回実施した第1回調査と、今回実施する第2回アンケート調査の計2回を実施する予定です。また必要に応じて、アンケート調査結果について追加での聞き取り調査(個別ヒアリング)を実施します。ただし、アンケート調査結果などにより、調査回数や調査実施内容が変更となる可能性があります。

今回の調査は、第2回目のアンケート調査を行うものです。

上述の通り、計2回の調査を行います。すべての調査に参加いただく必要はありません。全2回の調査のうち、「第1回目のみ参加」、「第2回目のみ参加」、「両方とも参加」など、複数回の自由な参加が可能です。

4. 調査のスケジュール

本調査のスケジュールは以下の通りです。

第2回アンケート調査参加申込期間	令和6年11月1日(金)～8日(金)
第2回アンケート調査票送付	令和6年11月7日(木)～順次
第2回アンケート回答締切	令和6年12月13日(金)
個別ヒアリング(必要に応じて実施)	未定

5. 調査対象者

飯田市下水道事業等における WPPP、包括業務委託、官民連携事業に関心のある法人またはグループとします。

ただし、以下の条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。
- (3) 飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

6. 本調査に関する質問

本調査に関する質問がある場合は、MS-Word または MS-Excel 形式にて質問内容を作

成し（様式自由）、②提出先の電子メールにてご提出ください。

①質問受付期間

令和6年11月5日（火）～令和6年11月15日（金）17:00まで

②提出先

「10. 本調査における連絡先」に記載のメールアドレス

③質問に対する回答について

質問に対する回答は、電子メールにより個別に回答させていただきます。なお、回答にあたっては、事前に事業者に内容の確認を行うことがあるほか、すべての質問に対して回答を保証するものではありません。また、質問内容とその回答については、原則非公開といたしますが、資料における不整合や誤植等、アンケート回答者全体への影響があると事務局が判断したものについては、本調査の全ての参加者宛てに、BCCでメール連絡をさせていただきます。

7. 参加方法について

本調査に参加を希望される方は、以下の参加申込フォームに必要事項（企業名、ご担当者名、ご連絡先等）を記入して送信し、「参加申込」をお願いいたします。

参加申込フォーム URL <https://forms.office.com/e/WcLMDZ5Nud>

アンケートフォームでの回答が困難な場合は、「10. 本調査における連絡先」までご連絡ください。

なお、アンケート調査票への記入にあたっては、「9. 留意事項」やアンケート調査票に記載の注意点についてご確認の上、回答をお願いいたします。

8. 本調査の回答方法

参加申込を頂いたメールアドレス宛に、11月7日（木）以降に、「ながの電子申請サービス」のURLをお送りしますので、そこからアンケート調査票および参考資料のダウンロードをお願いいたします。アンケート資料の内容は以下の通りです。

【第2回飯田市 WPPP アンケート資料一式】

- ・アンケート調査票
- ・実施方針（骨子）
- ・要求水準書（骨子）
- ・PSC 算出参考資料

本調査は、本市が現時点で想定している WPPP 事業に関する実施方針（骨子）、要求水準書（骨子）および各別紙資料に基づいて回答をお願いするものです。

アンケート調査票に回答を記入し、アンケート調査票に記載の宛先へ送付をお願いします。

9. 留意事項

（1）本調査参加の取扱い

- ・本調査への参加実績や回答内容は、今後予定している事業者応募用件やプロポーザルの点数に影響しません。
- ・第1回調査および第2回調査の内容について、個別に質問等をさせていただくことがあります。

（2）本調査実施結果の公表について

- ・本調査実施結果については、調査参加者数、業種などの概要をホームページ等で公表します。
- ・公表に当たっては調査参加者の氏名、企業名等は公表されません。
- ・結果の内容から調査参加者の氏名、企業名等の特定がなされることのないように公表します。また、企業ノウハウに係る内容は公表しません。ただし、「飯田市情報公開条例」等の関連規定に基づき、情報公開の対象となる場合はその限りではありません。
- ・公表に当たっては、事前に調査参加者へ確認を行う場合があります。
- ・調査内容については、本市上下水道局における WPPP 等の官民連携事業の実施に向けた検討にのみ使用します。

（3）本調査の参加に関する費用

- ・本調査における費用等については、全額参加者の負担となります。

（4）事業者公募について

- ・本調査を実施後、その内容を精査し、今後検討する際の参考としますが、事業者公募の実施を保証するものではありません。
- ・本調査でいただいた意見や提案は、今後、事業実施の際の参考といたしますが、事業者公募や事業内容に必ずしも意見等が反映されるものではありません。
- ・本調査でいただいた意見や提案を事業者公募の際に履行していただく義務はありません。

10. 本調査における連絡先

本調査は、有限責任監査法人トーマツに委託しており、アンケートに関するお問い合わせは、下記に記載する【事務局・お問い合わせ先】まで電子メールにて送信をお願いいたします。

【事務局・お問い合わせ先】

有限責任監査法人トーマツ PSHC 事業部 和田宛

E-mail : naoya1.wada@tohmatu.co.jp

※メールを送る際は、件名を「飯田市 WPPP 調査について」としてください。

11. 事業スキーム案(参考資料)

ここに示す事業スキーム案は、WPPP の導入可能性調査の一環として実施する意見聴取の参考とするための資料であり、事業の実施自体や実施方法に関して、現時点で確定している事項はありません。参考資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づきご活用いただきますようお願いいたします。

以下に記載しているいかなる情報に関しても、その正確性及び完全性について表明又は保証するものではありません。

以下の内容は、検討中につき想定であることにご留意ください。

事業概要	
対象事業	飯田市下水道事業の全処理区 (公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理事業、小規模集合排水処理事業)
業務対象施設	浄化センター、処理施設、マンホールポンプ場
事業方式	管理・更新一体マネジメント方式 (レベル 3.5) 浄化センターおよび処理施設：更新支援型 マンホールポンプ場 (機械設備)：更新実施型
事業期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日 (10 年間)

主な業務内容	
統括管理業務	(1)マネジメント業務 (2)セルフモニタリング業務 (3)データ管理業務 (4)災害対応業務 (※1)
浄化センター運転維持管理業務 および 処理施設運転維持管理業務	(1)運転業務 (2)保守点検・整備業務 (3)水質・汚泥試験業務 (4)環境計測業務 (5)環境整備業務 (6)修繕業務 (7)物品等の調達および管理業務 (8)緊急時の対応

主な業務内容	
	(9)その他業務 (10)松尾浄化センター設備整備業務
マンホールポンプ場 維持管理業務	(1)保守点検・整備業務 (2)修繕業務 (3)異常時・緊急時の対応 (4)その他業務
計画策定業務（※2）	(1)ストックマネジメント計画案策定 (2)耐震化計画策定 (3)耐水化計画策定 (4)BCP改定支援
改築更新業務（※3）	(1)詳細設計業務 (2)更新工事実施 (3)施工監理

※1 災害対応業務は、災害時維持修繕協定を締結することを想定しています。

※2 浄化センターおよび処理施設については(1)～(4)、マンホールポンプ場については(1)を想定しています。

※3 マンホールポンプ場の機械設備のみを対象として想定しています。

11.1. 対象施設の概要

対象施設の概要は、以下の通りです。（令和5年度末時点）

（1）浄化センターおよび処理施設

①公共下水道事業（浄化センター）

	松尾浄化管理センター	川路浄化センター
位 置	松尾明 7716 番地	川路 7630 番地 1
面 積	4.8 ha	1.0 ha
(計画)日最大処理量	49,000 m ³	1,300 m ³
(能力)日最大処理量	49,000 m ³	650 m ³
系 列 数	3.5	(計画) 2 (実績) 1
処 理 方 法	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法
排 除 方 式	分 流 式	
年 処 理 量	9,108,000 m ³	204,820 m ³
日 平 均 処 理 量	30,680 m ³ /日	595 m ³ /日
日 最 大 処 理 量	43,240 m ³ /日	728 m ³ /日

②特定環境保全公共下水道事業（浄化センター）

	竜丘浄化センター	和田浄化センター
位置	嶋 109 番地	南信濃和田 2505 番地 14
面積	1.0 ha	0.4 ha
(計画)日最大処理量	3,200 m ³	900 m ³
(能力)日最大処理量	3,200 m ³	900 m ³
系列数	2	2
処理方法	オキシデーションディッチ法	
排除方式	分流式	
年処理量	434,730 m ³	69,463 m ³
日平均処理量	1,277 m ³ /日	181 m ³ /日
日最大処理量	1,730 m ³ /日	251 m ³ /日

③農業集落排水事業（処理施設）

処理区	処理量等 計画処理量 (日平均) (m ³ /日)	年処理量 (m ³)	日平均 (m ³ /日)	日最大 (m ³ /日)	処理方法
立石	145.8	22,267	61	141	A
知久平	402.3	67,434	185	308	B
柏原	89.1	14,396	39	63	A
下殿岡	467.1	110,640	303	402	B
下虎岩	383.4	82,944	227	413	B
船渡	475.2	138,071	378	580	B
上久堅中央	324.0	66,925	183	321	B
更生太田	731.7	126,050	345	724	C
米川野池芋平	264.6	25,939	71	96	C
計	3,283.2	654,665	1,792	3,048	

※処理方法

A：土壤被覆型沈殿分離接触ばっ気方式

B：流量調整槽前置型嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式

C：連続流入間欠ばっ気方式

※下殿岡処理施設は、令和8年度より竜丘浄化センター（特定環境保全公共下水道）へ接続するため、廃止される予定です。

④小規模集合排水処理事業（処理施設）

	目名振（下久堅）	堤田（下久堅）
処理方法	abic 浄化槽 FT-C 型	
計画処理量(日平均)	22 m ³ /日	19 m ³ /日
年処理量	2,648 m ³	2,946 m ³
日平均処理量	7 m ³ /日	8 m ³ /日
日最大処理量	15.5 m ³ /日	17.6 m ³ /日

(2) マンホールポンプ場

処理区・地区	マンホールポンプ数（箇所）
飯田市下水道事業 計	223
公共下水道 計	120
飯田	112
川路	8
特定環境保全公共下水道 計	32
竜丘	18
和田	14
農業集落排水事業 計	71
立石（三穂）	4
知久平（下久堅）	7
柏原（上久堅）	1
下殿岡（伊賀良）	9
下虎岩（下久堅）	13
船渡（龍江）	8
上久方中央（上久方）	10
更生太田（龍江）	8
米川野池芋平（千代）	11
小規模集合排水処理施設整備 計	0
目名振（下久堅）	0
堤田（下久堅）	0

12. これまでの業務実施状況

12.1. 浄化センターおよび処理施設

公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業の浄化センターに関して、レベル 2.5 での包括的運転維持管理業務委託を実施しております。また、農業集落排水事業および小規模集合排水処理事業の処理施設については、レベル 2.5 での包括的運転

維持管理業務委託を実施しております。

12.2. マンホールポンプ

特定環境保全公共下水道事業のうち、和田処理区におけるマンホールポンプの維持管理のみ、上記の公共下水道事業および特定環境保全公共下水道事業の浄化センター包括的運転維持管理業務委託に含んで実施しています。

上記以外のマンホールポンプの維持管理業務については、一般競争入札を基本として個別に業務委託を実施しています。

13. 参考資料

- ① 飯田市上下水道事業の概況—令和5年度版—
<https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/65206.pdf>
- ② 飯田市下水道（下水処理場、処理施設）概況マップ
<https://iimizuiida.xsrv.jp/gesuido/gesuido-map.html>
- ③ 飯田市下水道ビジョン
<https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/49613.pdf>
- ④ 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.1版（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001753290.pdf>